

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

善通寺市の歴史は古く、多くの古墳や遺跡が物語るように、古代から讃岐国の文化の中心となっていた。その後、弘法大師・空海が建立した総本山善通寺を拠点に門前町として栄え、明治時代には旧陸軍第11師団が設立され市街地の整備が進んだ。また、戦後には師団施設跡に公共機関などが設置され教育文化都市として新たに出発した。近年では少子高齢化により、今後の人口は減少傾向で推移するとされている。

産業別就業人口としては、第3次産業が最も多く全体の約83%、次いで第2次産業が約15%、第1次産業は約2%となっている。就業人口は全体的に減少傾向にあるが、農業・林業、教育・学習支援業、医療・福祉については僅かではあるが増加している。

市内の事業所分布については、市周辺部に農林業、主要幹線道路付近に建設業・製造業が多く、中心市街地には小売業・サービス業が集中している。しかしながら総事業所数は減少傾向にあり、さらに人手や後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような状況のなか、市内中小企業の活性化を目的として「善通寺市企業立地奨励措置」や「善通寺市中小企業振興支援事業」等、市独自の取組みを講じてきたところである。

今後においては、更なる市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にする取り組みを支援していくことは喫緊の課題である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、中讃地域の中核都市として更なる経済の発展に寄与することを目指す。

また、これらを実現するための目標として、計画期間中に市内企業者が作成する「先端設備等導入計画」10件程度の認定を目標とする。目標の実現に向けては、商工会議所や金融機関等の支援機関と連携して取組む。

##### (3) 労働生産性に関する目標

市内企業者が作成する「先端設備等導入計画」を認定し、労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

善通寺市の産業は、農林業、建設業・製造業、またサービス業と多岐に渡り、市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等とする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

善通寺市の産業は、善通寺 IC を含む国道沿線等主要幹線道路、また善通寺駅と総本山善通寺を含む中心市街地と併せ広域に立地している。これらの地域で、広く企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、善通寺市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

善通寺市の産業は、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、更には市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であることから、本計画においては、労働生産性が年平均 3 %以上に資すると見込まれる事業を前提に幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

市策定の「導入促進基本計画」について国が同意した日から 5 年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間 とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を「先端設備等導入計画」の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては「先端設備等導入計画」の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A4 とする。